



6月定例議会

6月定例議会報告	2
議案審議採決結果	3
よりよい町づくりのために！一般質問 ..	4
第2回臨時議会報告	8



和水町
NAGOMIMACHI

Vol. **73**

議会だより



2025.8.1 発行

6月議会議案審議

採決結果 町長提出議案一覧

条	例：	3件
補正予算：	4件	
その他：	1件	
人事：	6件	
報告：	3件	
計	17件	

議案番号	区分	議案名	審議採決の結果
議案第46号	条例	和水町簡易水道条例の一部改正について	原案可決
議案第47号	条例	和水町下水道条例の一部改正について	原案可決
議案第48号	条例	和水町立小中学校屋内運動場照明設備使用料条例の全部改正について	原案可決
議案第49号	補正予算	令和7年度 和水町一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第50号	補正予算	令和7年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第51号	補正予算	令和7年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第52号	補正予算	令和7年度 和水町下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第53号	その他	物品購入契約の締結について	原案可決
諮問第1号	人事	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	原案決定
諮問第2号	人事	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	原案決定
諮問第3号	人事	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	原案決定
諮問第4号	人事	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	原案決定
諮問第5号	人事	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	原案決定
同意第3号	人事	和水町固定資産評価員の選任について	原案同意
報告第1号	報告	令和6年度 和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について	報告
報告第2号	報告	令和6年度 和水町下水道事業会計予算繰越計算書について	報告
報告第3号	報告	令和6年度 株式会社菊水ロマン館の決算報告について	報告

陳情等の審査結果

受付番号	受付年月日	件名	審査結果	付託委員会
41	令和7年4月23日	核廃絶・平和行政に関する要請	配付	

令和7年度 一般会計補正予算

1億5,641万3千円を追加し

総額 99億9,837万円

令和7年

6月

定例議会
報告

令和7年6月定例会は、6月9日から12日までの4日間の会期で開催し、議案17件（条例3件、補正予算4件、その他1件）、報告3件、人事6件が上程され、それぞれ可決、承認された。

当初、一般会計補正予算は、総額101億4,441万円であったが、菊水南小跡地の契約解除に伴い、町道南小線の改良工事費等1億4,604万円を減額した。

一般会計補正予算の主なものは、定額減税にかかる調整給付金事業3,060万9千円、保育士の町内保育所への就職支援金500万円、電子母子手帳アプリ導入事業委託料660万円、鳥獣被害対策工事1,570万円、町道等維持管理事業として2,675万5千円、町の公式ポータルアプリ「なごみアプリ」の改修業務委託料3,277万3千円。

特別会計補正予算

会計名	補正額	補正後の額
国民健康保険事業会計	25万5千円	13億1,130万円
後期高齢者医療事業会計	△407万7千円	2億412万6千円

企業会計補正予算

会計名			補正額	補正後の額
下水道事業会計	収益的	収入	306万7千円	2億440万4千円
		支出	306万8千円	1億8,239万9千円
	資本的	収入	565万5千円	1億9,124万6千円
		支出	570万円	2億1,865万7千円



荒木 宏太 議員



子ども達の居場所は声を反映しているか？ 公約とは選挙における町民との約束である。

荒木 子ども達の居場所や活動について、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の利用について問う。

町長 令和6年4月1日に施行された改正気候変動適応法により、公民館などの施設を指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として、指定することが可能となり、指定された施設は、熱中症特別警戒アラートが発表された期間中は、開放することが義務づけられた。



町では、本庁の1階ロビー、三加和支所内の町民相談室横スペース、中央公民館の1階ロビー、三加和公民館の1階ロビー、そして福祉センターの1階ロビーの5か所をクーリングシェルターとして指定して

いる。熱中症特別警戒アラートの発令の有無にかかわらず、利用可能な時間帯に暑さをしのぐ場所として利用頂けるよう常時開放していく。

荒木 まちづくり7つの政策の「住宅取得による、定住人口が増加」は、人口が増えてないが二重丸(達成)になっている。どういう認識か。

町長 7つの政策37の事業について、達成度等を二重丸、丸、三角で表している。各担当部局で評価をしているので、私は指示をしていない。住宅取得による定住人口の増加というのが担当課の評価である。

荒木 コミュニティバスの導入については、結論として、されるのかどうか。

まちづくり課長 和水町地域公共交通会議において、あいのりくんと比較を行い、コミュニティバスではなく、既存のあいのりくんの機能強化を図るという方向性に決定している。



木原 泰代 議員



災害時の避難について

木原 近年の災害時において、本町の避難状況は。

町長 自主避難所を、各年度、1から4回開設。1回の開設では約50名の高齢者等の避難がある。令和4年9月の台風14号では4箇所の開設で、195人の避難者があった。開設のタイミングは、安全な時間帯を選んで、早めに開設をしている。

木原 避難所運営で課題はあるか。

福祉課長 熱中症対策、プライバシー・プライベート空間の確保、バリアフリー等施設整備に課題がある。予算を確保し順次整備をしている。

木原 今後の災害時避難の体制強化は。

総務課長 避難を円滑に行うには、町民や自主防災組織の防災意識向上が大切。マイタイムラインの作成、地区防災計画の作成、避難訓練の実施、防災

士資格取得補助制度や自主防災組織活性化推進事業等の活用で、地域防災力の強化を図っていく。

木原 避難行動要支援者の避難体制は。

町長 避難行動要支援者名簿(465名)を登録し、本人の同意のもと関係者に情報提供し、避難や日常的な見守りに活用している。

木原 要支援者対象の避難訓練はあったか。

福祉課長 要支援者が参加した多職種連携避難訓練を昨年実施した。継続した訓練の実施を検討している。

木原 子ども計画では、児童育成支援拠点事業の今後の検討が明記されているが、本町の実情は。

町長 養育環境等に課題を抱え、支援が必要な児童等もいる。児童等の健全な育成のため、必要な支援の把握を行い、事業実施の検討を行っていく。



白木 淳 議員



少子化対策について

白木 過去3年間の出生数を問う。

町長 令和4年度48人、令和5年度43人、令和6年度47人となっている。

白木 この出生数をどう捉えているか。

町長 全国的な流れで、子どもの数が減っているという事実がある中で、和水町としては、令和5年度から「わくわく子育て応援金」ということで、産み育てやすい町づくりを進めてきている。すぐに成果が出ていない現状ではあるが、継続して行うことにより、子育てしやすい町ということを広めていくことで、和水町でたくさんの子どもが生まれることを期待している。

白木 不妊治療の助成実績を問う。

町長 町の一般不妊治療の助成の実績は、令和4年度1件、令和5年度2件、令和6年度2件となっている。

白木 助成事業の要綱で年齢制限を設けてるのはなぜか。

保健子ども課長 年齢制限については、県の補助事業に準じた形で設定している。

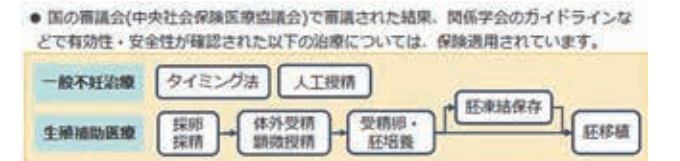
白木 県下9市町村で年齢制限がない。和水町は玉名郡内で唯一、消滅可能性自治体となった。そのようなことから年齢制限を撤廃できないか。

保健子ども課長 子どもを望まれる御夫婦に、妊娠の可能性の機会を広く提供することは町にとっても意義がある。不妊にお悩みの方々にとって不妊治療は、医学の進歩に伴い、ますます大きい役割を持つと思われるのでさらに寄り添った支援ができるよう検討していく。

白木 生殖補助医療や先進医療に対しても補助ができないか。

町長 調査研究を行い、前向きに検討したいと思う。

厚生労働省ホームページより引用



亀崎 清貴 議員



農地を守り次世代に繋がる農業の実現を!! 安心して通学できる環境整備を!!

亀崎 町は令和5年度で圃場整備計画は完了しているが、圃場整備が進んでいない地域や何十年も経過しているような地域で再度圃場整備を望む声がある。再度、区長や認定農業者等と意見交換を行い再整備できないか。

農林振興課長 昨年度、地域計画を作成するに当たり地域座談会を開催した際に、再整備を行ってほしいという声も頂いている。担当課として、実施できるように取組みたいと考えている。

亀崎 町内では果樹等の農地も遊休地が増えているように感じている。高齢等の理由で放置される果樹園やビニールハウス等を活用し、栽培に意欲のある新規就農者や既存農家をマッチングする仕組みづくりができないかと考えるが如何か。

農林振興課長 果樹園やビニールハウスの空き地も増えてきている現状がある。状況を把握し、今後、担当課を中心にマッチングに向けて取組みを進めていければと思う。

亀崎 近年、子ども達が車等に巻き込まれる事故が全国で多数発生している。町では保護者に対して通学路の危険箇所アンケートをされているが、指摘された箇所の改善等はどのように進んでいるのか。

町長 通学路の危険箇所については、教育委員会が学校や保護者から情報収集を行い、関係機関が現地を確認し、個別に対応を検討している。

亀崎 県道6号線の三加和中学校に向かう、旧和水火葬場付近に落石注意という看板が2枚設置され、何年も経つが未だに改善がなされていない。早急に改善できないか。

建設課長 通学路合同点検の結果報告で、中学生の通学路危険箇所として、落石対策の要望が上がっており、令和8年度の県の道路事業で要望を提出したい。

その他の質問

ふるさと納税返礼品について
歩道未整備区間の整備について
街路灯(防犯灯)の設置について





齊木 幸男議員



学校跡地の活用は 防災について取り組みの変化は DX(デジタルトランスフォーメーション)で観光産業とインバウンドの振興は

齊木 旧南小学校跡地の活用は進行状況は。

町長 令和7年6月4日付けで、当該企業より契約の解除の申出があった。町としては、相手方と締結している契約書に基づき今後の対応を進める。

齊木 令和7年5月2日臨時議会、和水町立旧菊水南小学校校区における指定避難所設置及び管理に関する条例制定の住民直接請求の否決後、町の防災について取組の変化は。

町長 臨時議会の際に申し上げた意見書から、方針の変更はないが、今回、住民の皆様から直接請求による避難所設置等に関する条例制定請求があったことにより、町としては、防災や避難に対しての考え方など、改めて見直すきっかけとなった。合併以来、避難所については、大きな見直しをすることもなく、年

月が過ぎてしまい、現状に即した避難所設置や運営ができていなかったことは反省すべき点だと感じている。6月17日和水町防災会議で、避難所検討部会を創設し、町内の各種避難所の指定の在り方を検討していく。今回の直接請求を契機と捉え、防災に関する考え方を整理するとともに、防災力の機能向上が図られるよう努める。



旧南小学校。本契約は令和3年12月22日、4年後の令和7年6月4日に契約解除申出。

齊木 町民の経済が今よりも100億円以上豊かになるよう、観光、とりわけインバウンドの誘致には力を入れるべき。インバウンド誘致の数値目標は。
まちづくり課長 現状、町内事業者と連携し、受入れ体制の構築を行っている段階。



坂本 敏彦議員



地域の環境美化作業について 道路空間を阻害する草木等の対策について

坂本 本年度、行政区土木費補助を拡充し乗用草刈機等のリース料の補助が行われているが、活用状況および今後の課題について問う。

建設課長 活用状況は、令和7年5月30日現在で申請件数2件、問い合わせが3件あっている。「行政区が行う河川区域の除草作業に使用する作業機器的リース」であり、この用途以外は補助対象外となる。

坂本 近い将来、行政区の環境美化作業が困難になる時が来ると思うが、対策については。

建設課長 高齢化や人口減少などの行政区の変化を踏まえた補助対象の見直しは、今後の検討課題である。

坂本 通学路の除草作業は、優先して対応すべきと考えるが。

建設課長 子ども達の安全確保の観点から、迅速な対応が必要であり、スピード感を持って対応していく。

坂本 腐れた樹木や枯れた竹が、車道の上に落ちてくる危険な状態の対応は。

建設課長 除去を町から委託業者に依頼し対応していく。



県河川堤防法面除草作業



車道にはみ出した雑草



秋丸 要一議員



特別養護老人ホームきくすい荘の新施設供用開始までに、どのようにして経営体質の改善を行うのか！ 運営実行計画の具体的な取組は！

秋丸 プロポーザル方式は、実質随意契約であり、行政側の裁量が非常に大きいとする側面があり、不正の温床になる

可能性が高いと報道等で指摘されている。その観点から、選定委員の構成については公平、公正、透明性を図るため利害関係のない有識者を選ぶ必要があるのではないか。

特養施設長 和水町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、会長は副町長、副会長は総務課長、委員は、町長が選任する4名以内の所属長や有識者で構成する予定だ。

秋丸 町長が指名せずに、条例を見直し、町独自のガイドラインを設定してはどうか。

特養施設長 選定も条例に基づいて進めていく。条例の見直しはしない。

秋丸 町は指定管理料を、支払う義務があるのか。

特養施設長 必要と判断すれば、支払うことになる。

秋丸 指定管理者が赤字だった場合は、町は補填するのか。

特養施設長 可能性はある。

秋丸 現職員の、身分や処遇についての対応はどのように計画されているか。

特養施設長 身分保障を考えていきたい。

秋丸 現存の施設の解体を含めた、きくすい荘建設の総費用は。

特養施設長 約30億円となる。

秋丸 実質の町負担はいくらか。

特養施設長 総償還額が、約25.5億円と考えている。

秋丸 人材確保に支障があった場合、役場職員の派遣はあるのか。

特養施設長 可能性もあると想定している。

秋丸 町立病院は、きくすい荘の依存率が、約40%から50%と言われている中で、病院経営の維持安定を図るための連携については、どのような取組になっているか。

特養施設長 応募事業者に提案を求めているので、しっかりと審査する。

秋丸 町立病院と連携することは、選定条件になっているのか。

特養施設長 なっている。

秋丸 指定期間については。

特養施設長 10年間。

秋丸 売却計画の内容については。

特養施設長 令和13年度末を目標に、施設譲渡による完全民営化を目指している。



笹淵 賢吾議員



幼児や小中高校生に軽度な障がいが増加しているが、本町の現状とその原因は

笹淵 幼児や小中高生に軽度な障がいが増加しているが、本町の現状とその原因と対策は。

町長 文部科学省の調査では、全国的に発達障害や軽度の知的障害が増加し、令和5年度全国の児童生徒数に対し特別支援教育を受ける割合は6.8%にあたる。10年前と比べ児童生徒数は1割減少しているが、特別支援学級の在籍者数は2.1倍、通級による指導の利用者は2.3倍と増加している。本町の特別支援学級の在籍者数は10年間で小中学校とも7名増加している。

笹淵 文部科学省が定める障害は注意欠陥多動性障害、学習障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由及び病弱、身体虚弱、言語障害等がある。子どもの身体に与える影響として有害な化学物質の増加や食の問題、農薬の問題があると考えられる。日本は輸入に頼る食生活になり輸送する際には殺菌剤や防腐剤を大量に使用されている。日本の農薬使用量は耕地単位面積

1ha当たり2009年度約11キロ、2017年度約12キロ。根まで枯らすグリホサート系の除草剤や昆虫の神経伝達を阻害するネオニコチノイド系農薬は蜂の大量死を引き起こし子どもの脳の発達への影響が懸念され保育園でも幼児の障害がふえている。町の方針は「学校給食に安心安全な給食を提供するため地元農産物を積極的に活用する」とのことだが具体的にどう進めていくのか。

学校教育課長 第3期和水町まち・ひと・しごと創生総合戦略で町内産食材の利用率を令和5年度の8.4%から11年度までに10%に引き上げる。令和6年度に町有機農業等推進協議会が設立され給食での有機農産物の提供が検討されているのでその取り組みに期待している。

その他の質問

町内の共同アンテナの設置数、設置時期、テレビ放映状態は良好か
米や野菜の価格高騰が続くなか農業従事者をどうやって増やすのか

「令和7年第2回和水町臨時議会での意見陳述書」要約

直接請求代表者

さる5月2日の臨時議会に於いて条例制定請求の意見陳述を行ったがその要約は以下の通り。

永年に渡り南校区住民の心の拠り所となり、運動会や子供、高齢者の遊び場、親睦の場として、又緊急時の避難場所として利用されて来た旧菊水南小学校の校舎、敷地と隣接の農村広場の約23,615㎡が公募プロポーザルの結果（株）丸美屋の進出が決まり令3年12月22日に譲渡されたが、3年となっている契約期限直前の令和6年12月になっても未着工の儘放置されており、緊急時の避難場所だった体育館まで売却された結果、南校区の指定避難所が無くなり現在に至っている。南校区の各公民館は何れも洪水や土砂崩れの危険個所内に在り、安全な避難場所が必要だとして鯖浦区長名で高齢者の多い区民の安全な避難場所を旧南小跡地の一角に設置して貰いたい、と町へ対し164名の署名を添えた要望書を提出したのが令和6年12月26日、しかし（株）丸美屋が契約延長を申し出て3年延長となった。理由は契約後の急激な経済環境の悪化に因るとの事だったが、なぜ契約延長の交換条件として避難場所の設置可能な部分だけでも買い戻さなかったのか、（株）丸美屋も23,615㎡の跡地全てを工場敷地にする必要は無からうから地域住民の願いとあれば受入れ可能だろうと思った訳だが、町は当初の契約を盾に頑なに応じず、「災害発生時の避難は指定避難所への早期避難を呼び掛けており、自助、共助、公助の徹底により避難者の安全を期す」と繰り返すばかりだった。しかし早期避難は自主避難となり避難者は当座の着物や寝具、食料持込みが原則となり高齢の避難者にはそれが大きな負担となる事、さらに以前作成された「災害時の要支援者一覧」はその後1度の見直しも無く、有名無実で自助、共助は掛け声に過ぎず、頼みの綱の公助も指定避難所を町の中央部に集中させた現状では高齢者の多い和水町住民の災害時の安全な避難が確保されているとは言い難い。と言う事で2月20日から「条例制定直接請求書」提出に向け再び署名活動を展開し、578名（内有効502名）の署名を集めて町へ提出した。早期避難は結構だが雨も降らず風も吹かない内から避難する住民が果たしてどれだけいるか。住民の多くはギリギリまで避難しないのが実情で、悪天候の下で夜間に、また予測不可能な大地震などを想定するならなるべく近距離の避難が理想だ。足を持たず判断力の衰えた高齢者を遠くの避難所に移動させてはなりません。また現在の定避難所施設が果たして避難所として十分な機能を有しているか甚だ疑問で、だだっ広い板張りの体育館やホールでの雑魚寝でエアコンも効かずプライバシーも無い。近年避難者の「災害関連死」がクローズアップされているが、そんな昭和時代の避難所から空調設備が整い、簡易ベッド、パーティション等を設置してプライバシーの配慮、食糧飲料水の備蓄が確保され、普段は多目的施設として地域住民老若男女の憩いの場として利用可能で、緊急時には素早い避難が可能な今どきの避難所をまずは南校区に、ゆくゆくは和水町の全域に設置して貰いたいと切に願うものである。

※上記意見陳述書要約については、直接請求代表者提出の原文のまま掲載しています。

令和7年第2回和水町議会臨時会は、4月25日から5月2日までの8日間の会期で開催し、議案5件（条例3件、その他2件）が上程され、それぞれ審議・採決された。

条例1件については、条例制定の直接請求であり上程後、直接請求代表者の意見陳述が行われた。

条例の制定・改廃の直接請求・・・有権者総数の50分の1以上の署名をもって、代表者が普通地方公共団体の長に、条例の制定または改廃を請求できる制度。

令和7年 第2回 臨時議会 報告

条 そ の 他	例： 3件 他： 2件
計	
5件	

採 決 結 果 町長提出議案一覧

議案番号	区 分	議 案 名	審議採決の結果
承認第1号	専決(条例)	専決処分の承認について（和水町税条例の一部を改正する条例）	原案承認
承認第2号	専決(条例)	専決処分の承認について （和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認
議案第43号	条例	和水町立旧菊水南小学校校区における指定避難所設置および管理に関する条例の制定について	原案否決
議案第44号	その他	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第45号	その他	工事請負契約の締結について	原案可決

賛 否 一 覧 表

賛否が分かれた議案だけを掲載
○は賛成 ×は反対 ーは欠席

議 案			議員名	亀 崎 清 貴	千 々 岩 繁	木 原 泰 代	荒 木 宏 太	白 木 淳	齊 木 幸 男	竹 下 周 三	秋 丸 要 一	笹 淵 賢 吾	坂 本 敏 彦	高 木 洋 一 郎
議案第43号	条 例	和水町立旧菊水南小学校校区における指定避難所設置および管理に関する条例の制定について		×	×	×	○	×	○	×	○	○	×	※

※議長は可否同数または特別議決の時以外表決に参加しません。

討 論

議案第43号

賛成：齊木議員、荒木議員、秋丸議員

「旧菊水南小学校跡地活用の経過」

令和2年2月 公募開始（1回目） 応募なし
6月 公募開始（2回目）
7月 （株）丸美屋から跡地施設活用事業
提案書受理
9月 （株）丸美屋を候補者として選定
令和3年4月 住民説明会
8月 （株）丸美屋と仮契約
9月 和水町議会定例会にて可決
12月 本契約締結
令和4年1月 所有権移転

令和6年11月

12月

令和7年2月
3月

菊水南地区より「旧菊水南小学校跡地
利用に関する住民説明会要望書」提出
（株）丸美屋から事業開始の指定期
日の延長について協議依頼書提出
菊水南地区区長4名にヒアリング
議会全員協議会にて議員に事業開
始の指定期日の延長について説明
鯖浦区から「旧菊水南小学校跡地施
設売買契約の即時破棄と買戻しを行
い、防災施設である指定避難所を設
置することを求める要望書」提出
住民から和水町条例制定請求書提出
菊水南地区の各総会にて経過及び今
後の対応等を説明

議案第43号に対する賛成討論

賛成討論 齊木 幸男

- 私は、地域住民の生命及び財産の安全確保を図るため旧南小に指定避難所を設置する事に賛成します。
- 賛成理由① この指定避難所では、防災に関する啓発や教育及び訓練を行い、災害用備蓄倉庫並び、防災ヘリポートの設置をするから。また、地域住民のコミュニティーの場所としても利用できるから。
- 賛成理由② 災害に負けないまちづくり、高齢者の方々が安心して暮らしせる環境ができるから。
- 賛成理由③ 旧菊水南小学校跡地は工事の看板一つあがっておらず、草も生え放題で3年間ほったらかしだったと思う。町は学校跡地の活用が3年間も無いのだから、当該企業と延長契約を結ぶのではなく、公募型プロポーザル実施要領の通り、契約を破棄し、買戻しの権利と損害賠償の請求権を速やかに行使する状態だから。そして、買戻し後は町民の財産である旧南小跡地を有効活用すべきだから。
- 賛成理由④ 南地区や指定避難所が無い地域には、指定避難所の新設が必要だから。

賛成討論 荒木 宏太

「町有財産売買仮契約書の13条には3年以内に提案書で提案した事業を開始しなければならない。」とした義務があり、期限終了間近に協議を行って延長を決めた町の責任は重いものと考えます。令和4年夏頃に、事態を把握していたと答弁しており、初期対応できる契約内容であったにもかかわらず、正式な協議申し込みが令和6年11月であり、協議や指定期日の変更を議会に相談する機会を逸したことは遺憾である。

又、指定避難所の数が不足し、一定の避難所が広大な範囲を占め、細分化されずに各家庭から非常に遠くなってしまっている現状に対して、将来的な町全体の課題を捉えきれていなかったことは、我々政治家のミスである。これから先、多くの人が和水平町に住みたい、安心安全で快適だと思ってもらえる町にするために、旧小学校校区単位での、指定避難所は当然であり、和水平町全体を考えた避難体制の充実が必要不可欠であると考えます。地域防災は地域住民の権利である。

賛成討論 秋丸 要一

旧菊水南小学校校区における指定避難所設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

①旧南小学校跡地の買い戻しについて。
学校跡地は、この3年間、全く手つかずのままの状態になっていて、3年以内に創業を行う約束が果されていません。町長は、企業の声を最優先し、延長契約を正当化していますが、578名の住民の声は尊重しない町長の政治姿勢は、住民自治を否定する事になります。

578名の住民の要望は、元々、丸美屋の誘致に反対していた訳ではなく、約束の3年以内に創業できなかった事から、町は、契約を一旦白紙に戻し、即刻買い戻しを実行し、再度、旧南小学校跡地の活用法を図るのが本筋だと主張しているのです。

②指定避難所の設置の必要性について。
住民の安心、安全な生活を守ることが最優先であるならば、大規模災害に備え避難場所が1つも無い南小学校区に指定避難所の設置は必要です。本来指定避難所があった学校跡地や建物を売却し、無くしたのは、町です。現在、旧南小学校跡地の所有権は、株式会社丸美屋にあります。この機会に町に買い戻してもらい旧南小学校跡地に指定避難所を設置するよう要望した578名の住民に対し、町長が反対される理由が全く理解できません。よって、指定避難所設置及び管理に関する条例の制定に賛成します。

議案第43号に対する意見書

和水平町長 石原 佳幸

議案第43号 和水平町立旧菊水南小学校校区における指定避難所設置および管理に関する条例の制定について、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、有権者の50分の1以上の署名をもって、直接請求があったことから、同条第3項の規定により、条例制定請求に対する町長の意見を付して議会に付議し、この条例制定に反対する立場から私の意見を申し述べます。

なお、本条例案は、請求代表者から制定請求のあった要旨を修正することなく、提出するものである。

まず、本条例案の内容に関する問題点について申し述べます。

本条例第3条に掲げる当該指定避難所の位置「和水平町蛸浦字藤坂300番、同字柿原202番、同字柿原202番2、同字藤坂300番2」は、現在、いずれも町所有の土地ではないため、公の施設の設置及び管理に関する条例に掲げることに問題がある。

また、契約解除および買戻権の行使を定める同条例第8条内には、「令和3年12月22日付町有財産売買仮契約書（以下、契約）を締結した当該企業は、契約第13条に違反したこと、および、本条例第1条の遂行のため、契約第21条に基づき催告なしに直ちに契約の解除を行う。また、第16条第2項に基づき、買戻権の履行を行う。その他詳細においては契約に基づき行う。」とある。

しかしながら、事業開始の指定期日の延長については、町有財産売買仮契約書第13条及び町有財産無償譲渡仮契約書第8条の規定に基づき延長されたものであり、本条例第8条に規定する町有財産売買仮契約書第13条に違反した事実はないため、当該契約書第21条に基づく催告なしの契約解除及び当該契約書第16条第1項第2号に基づき買戻権を行わせることは、現時点においてその事由及び根拠がないことから履行することはできない。

なお、一方的に催告なしの契約解除及び買戻権を行使した場合、町が当該企業から訴訟を提起されるおそれがあるという問題がある。

よって、当該指定避難所の土地について、現時点において、催告なしの契約解除及び町が買戻しを行うべき事由がなく、当該企業所有の土地について、公の施設となる指定避難所を設置することはできないものである。

次に、旧菊水南小学校跡地の活用方針と避難先の整理について申し述べます。

旧菊水南小学校跡地の活用方針は、和水平町学校跡地等活用検討委員会からの最終報告書では、グラウンドを合わせた敷地全体を対象に、今後の町経済の動向を見ながら、宅地造成や企業誘致の候補地となると結論付けられているため、町はその方針に基づき、現状引き渡しを条件に民間譲渡の運びとなった。

また、避難先については、同委員会同報告書の「まとめ」において、災害時の避難所機能の代替えを十分に考慮した防災計画の見直しをする必要があると提言され、それに伴い当時の防災会議において検討がなされ、指定避難所であった旧菊水南小学校体育館の代替えは、菊水小学校体育館と示されたことで、整理がついたと捉えている。

このように、旧菊水南小学校跡地の活用及び避難先の整理は計画的に進められてきたものであり、本条例の制定は町の方針に反するもので、必要性はないものである。

住民の皆様には、安全な避難ができるよう、大雨や台風については、防災無線などにより、早めの避難周知に努めていくので、まずは町が指定する自主避難所への避難を行うこと、また、大きな災害の影響で長期間にわたり、自宅へ戻ることが困難な場合は、指定避難所への避難をお願いする。

今後、町としては、旧校区単位で指定避難所を設置するという考え方に捉われず、各種避難所の指定の在り方や運営、運用の見直しを行い、既存施設の機能改善を図っていく方針である。

以上、本条例案の制定に反対の意見を付したうえで、和水平町議会に判断を求めることとし、本条例案を提出する。

※上記意見書については、町長提出の原文のまま掲載しています。



議会のうごき

ACTION

3月定例会以降の主な行事について報告します。

3月

- 19(水) ◆「2024山太郎祭」第2回実行委員会
- 21(金) ◆令和6年度第5回和水町社会福祉協議会理事会
- 24(月) ◆町内小学校卒業証書授与式
◆第48回戦国肥後国衆まつり第2回実行委員会
◆第10回夏祭り盆踊り大会第2回実行委員会
- 25(火) ◆玉名八女線道路整備促進期成会要望活動
- 27(木) ◆和水町議会運営委員会

4月

- 3(木) ◆和水町議会広報調査特別委員会
- 5(土) ◆金栗四三氏銅像除幕式
- 6(日) ◆和水町消防団辞令交付式
- 9(水) ◆町内小中学校入学式
◆和水町議会広報調査特別委員会
- 11(金) ◆和水町議会運営委員会
- 15(火) ◆第18回和水町商工会青年部通常総会
- 18(金) ◆さくすい荘地鎮祭
- 19(土) ◆和水町青年団総会
- 21(月) ◆玉名郡議長会4月(第1回)定例会
- 24(木) ◆和水町議会運営委員会
◆和水町議会全員協議会
- 25(金) ◆令和7年第2回和水町議会臨時会
◆総務文教常任委員会
◆厚生建設経済常任委員会
◆なごみAG会総会
◆バドミントンプレイヤー・廣田彩花後援会総会
- 27(日) ◆さくすい荘家族会通常総会
◆和水町地域婦人会総会

5月

- 2(金) ◆令和7年第2回和水町議会臨時会
- 10(土) ◆和水町ボランティア連絡協議会総会
- 15(木) ◆和水町認定農業者協議会総会
- 16(金) ◆和水町議会全員協議会
◆第18回和水町商工会通常総会
- 22(木) ◆和水町議会運営委員会
- 24(土) ◆和水町自衛隊家族会総会

26～28(月)～(水)

- ◆議長・副議長研修会、県関係国会議員への要望

- 29(木) ◆第52回和水町古墳祭第1回実行委員会
- 30(金) ◆消防庁長官表彰授与に伴う祝賀会

6月

- 3(火) ◆熊本県町村議会議長研修会、臨時総会
- 4(水) ◆令和7年度第1回和水町社会福祉協議会理事会
- 5(木) ◆第48回荒尾・玉名地区人権・同和教育研究集会
- 6(金) ◆玉名地区防犯協会連合会総会
- 9(月) ◆令和7年第2回和水町議会定例会

委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
千々岩 繁	木原 泰代	白木 淳	笹渕 賢吾	荒木 宏太	亀崎 清貴

広報委員

広報副委員長 荒木 宏太

表紙の紹介

令和7年6月19日、和水町議会総務文教常任委員会6名で三加和小学校を訪問し、校長先生・教頭先生より教育方針や学校の現状等の報告・要望を受けました。

その後、子ども達の学校での様子を見学し、真剣に授業に取り組む姿勢や休み時間の過ごし方を見ることができました。

また、子ども達へ議員の仕事の説明を行い、話を真剣に聞いてくれる姿に、元気もらいました。各教室で子ども達と一緒に給食を食べ、有意義な時間を過ごしました。



人／事／案／件

令和7年第2回定例会（6月）において、人権擁護委員について上程され、次のとおり決定されました。

- 人権擁護委員 松葉 利光（本村）
- 人権擁護委員 中村 精也（竈門）
- 人権擁護委員 菅原 友子（中吉地）
- 人権擁護委員 陶山 えつ子（下津田）
- 人権擁護委員 高岡 悦雄（萩原）

令和7年第2回定例会（6月）において、和水町固定資産評価員について上程され、次のとおり同意されました。

- 和水町固定資産評価員 中嶋 啓晴（税務課長）

編集後記



議会だよりをご覧いただきありがとうございます。今号は5月の臨時会、6月定例会の一般質問、条例案、予算審議等の内容となっております。議会に興味を示していただき、色々なご意見を賜れば幸いです。

さて、「和水町」の由来は、御存じでしょうか？和を尊び清らかな水がいつまでも流れ続ける町となるように、又、お互いの町をつなぐ川、水の流れ、住む人の心も一つにつないで和ませて、豊かな町となることを希望してで

きたそうです。来年3月には和水町誕生から20周年を迎えます。川の流れはやがて大海へと合流します。町の繁栄、発展へ多くの議論を重ね、「なごみ」を広く、多くの人に与えられるよう議会の活性化や地域の課題解決のために慎重な議論を行っていきたいと思います。

現在、定例会での一般質問の様子を動画配信（YouTube）で行っております。仕事や用事などで議会傍聴できない方は、スマホやパソコンなどで議会の雰囲気や議論を是非ご覧ください。